

川崎町議会定例会会議録

令和7年9月10日(第2号)

○出席議員(13名)

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	6番	遠藤雅信君
7番	佐藤昭光君	8番	高橋義則君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	眞幡善次君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	大沼澄夫君
総務課長	菅原清志君	会計管理課長 兼会計課長	佐藤健君
税務課長兼 国土調査室長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	富田丈靖君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会 事務局長	高橋和也君	代表監査委員	清塚政弘君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書
記 佐藤由弥歌君
書 記 佐藤明尚君

○議事日程

令和7年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 佐藤新一郎君

12番 眞幡善次君

を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君）　日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君）　質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君）　日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、7番佐藤昭光君。

【7番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君）　初めに、相続登記の義務化について質問願います。

○7番（佐藤昭光君）　7番佐藤昭光でございます。事前に通告しておりますので、それに従つて質問させていただきます。

まず、相続登記ですね。義務化についてお伺いします。

人が亡くなると、相続登記について、それに対して登記し直さなければならないのは当然でございますけれども、それが法律改正ありますと、令和6年の4月から申請が義務化ということになりました。相続人は、所有権が自分にあるんだということを知つてから3年以内に相続登記を済ますということが義務化されたということでございます。それを実行しない場合が多いので、それを実行してもらうためにということで、10万円以下の過料、科されることになったということが大きいことでございます。

それでお伺いしたいと思います。

今回の法改正は、多死社会を迎えて所在不明不動産の増大を抑え、解消を目指しております。当町も例外でありません。町内の通りを歩いただけでも、人の住んでいない家、使っていない土地、確実に増加傾向にあります。それを実感しております。町内の所在不明の家屋や土地はどの

程度把握しておられるかと、第1点であります。

第2点、法改正後の相続登記について、町内関係では何件発生し、実際手続をした数字は把握しておられるのか、お伺いします。

第3点、相続登記への罰則強化については、当初30万円だった。しかし、ちょっと高過ぎるのではないかと、高価過ぎるのではないかということで、それで逆に手続が進まなくなってしまうのではないかということで懸念されましたので減額されたと聞いております。それだけ政府は力を入れていることにもなります。この点、町民にはどのような指導、PRをされているのか、お伺いします。

第4点、町民から相談は寄せられておりますか。あればどんな内容なのですか。相談窓口はどこかという点でお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 相続登記の義務化について、7番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

初めに、相続登記については、所有者が亡くなっているにもかかわらず、相続登記がされることによって、登記簿を見ても所有者が分からず所有者不明の土地が全国で増加し、周辺の環境悪化や、民間取引・公共事業に阻害が生ずるなど、社会問題となっていました。

この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が義務化されました。

今回の答弁に当たっては、固定資産税の賦課に関する川崎町内に住所を持ち、納税義務者となっている方を対象にまとめております。死亡の確認が容易にできない町外在住の方や賦課に関するない免税点未満の方は含まれておりませんので、あらかじめご了承願います。

1点目の川崎町内の所有者不明の家屋や土地はどの程度把握しているのかとの質問ですが、固定資産税の納税義務者が死亡した場合、相続人代表者指定届出書などの提出を求めるほか、連絡先が不明な場合は、戸籍調査などを活用し、法定相続人の調査を行っています。戸籍調査などを実施しても法定相続人の所在が分からず件数は、令和7年度課税分で14件となっています。

なお、調査を行っても所在が判明しない場合は、地方税法の規定に基づく公示送達により、法的に送達がされたとみなされる手続を取っています。

2点目の改正法施行後の相続登記について、何件発生し、実際手続した数字は把握しているのかとの質問ですが、亡くなられた方の人数は、法律に基づき町民生活課から情報提供を受けて把

握しております。

また、相続登記済み件数については、仙台法務局大河原支局から届く土地と家屋の登記済み通知書により確認しております。

なお、川崎町に住所があり、令和6年4月1日から令和7年7月31日までの16か月で、亡くなられた方200人のうち相続登記が必要となる納税義務者数は103人で、そのうち相続登記手続を済ませた方は、7月31日現在で39人となっています。

3点目の相続登記への罰則強化について町民に、どのような指導やPRをしているのかとの質問ですが、相続登記の基本的な周知は、法務省で啓発のため作成したポスターやチラシを公共機関で配布するなどの周知活動を実施しています。

川崎町においては、仙台法務局大河原支局からの依頼により、ポスターやチラシの掲示などに協力しています。

また、町民生活課では、死亡届の提出に来られた方に相続登記に関するチラシを手渡しているほか、税務課においても、毎年5月に発送する納税通知書にチラシを同封して周知しており、昨年4月以降は、広報かわさきに相続に関する各種無料相談会などの関連記事を毎月掲載しております。

今後も法務局などと連携しながら、町のホームページや広報かわさきなどで、相続登記の義務化などについて広く周知するよう努めてまいります。

4点目の町民から相談が寄せられているか。あればどんな内容か。相談窓口はどこかとの質問ですが、税務課に寄せられている問合せや相談内容などについては、月に数件程度ございます。相続登記に必要な書類や、どこに相談すればよいのかなどが主な相談内容です。基本的には、法務局で作成しているチラシなどで制度の説明を行い、相続登記の必要性をお伝えし、法務局で必要な手続をされるよう案内しています。

なお、直接の相談窓口は法務局となります、税務課に来られた方には基本的な制度案内ができるよう、職員のスキルアップを図り、仙台法務局大河原支局や無料法律相談会あるいは司法書士会などの専門家に相談するよう案内してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 今回質問したのは、最近、私にやってくれないかという相談がいろいろと来るようになります、それだけみんな困っているんだろうなということで質問させていただきました。そのこと、こういうふうにやっているんだと、行政はこうやっているんだということで少しでも知っていただきたいなということで、そういう趣旨で質問させていただきました。

令和6年4月から7月まで103人で、そのうち39人という回答ですが、これは普通かな、多いのかな、ちょっと分からぬ感じでお聞きしました。結構早かったのかなとも思うし、私が扱っているのでは1年も2年もたっている人も実際おるような状況であります。そして、私がいろいろ代行してあげようとする場合に、今はプライバシーが厳しいですよね、他人が入らないでくださいとか、一緒に行っても、あなたはそっち行ってくださいとか、離れてなくちゃないですよね。そういう大変かなり厳しくて、難渋してしまうことが大変多いんです。それでも、地域のためということで、何人かの方がボランティア的に相談に乗っている方にもお会いしています。そしてあと、個人的に、金、全然ほとんど持っていないので、自分で登記所に行って、無理やりに登録させてくれと、手続きしてきましたという人もいました。それもできるのかなと思うんですが、実際私も行くと、無理やりでないと通してくれない例が多いんですよね。特に、あなたは他人でしようという扱いで、非常に冷たい。お金のある人は、司法書士とか頼んで、時間かけてじっくりということがあると思うんですが、それもできない方もおられるということですね。そういう点では、そういう方もおられるということ、実態が実際ありますので、何か町民にどんな支援、支援があるのかどうか分かりませんけれども、その支援の仕方あるのか、どんな対応を考えているのかということお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今回、佐藤議員さんの質問で、いろいろ税務課長も調べましたら、相続登記補助金というものを導入している市町村が少しずつ出てきたということで。ただ、それぞれ要件があつたりして、勉強はしていかなければなりませんが、結構なお金の中で大した金額ではないんでしょうけれども、そういう相続登記補助金というのも検討しなければならないかなと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 私の範囲なので町全体ではどうなのか分かりませんけれども、そういうこともぜひ考えてほしいなと思っております。

そして、再質問第2として、その支援策について個人的に考えたことは、相談会やるとか、今言った補助金とか、登記料貸し付けますとか、そういうこといろいろ考えてほしいなと思います。

そして、今、所在不明の家屋とか土地を代行して片づけたり、賃貸したりする、転売したりということがあり得るかなと思うんですが、この前、最近テレビで、仙台市が手つかずで汚れ切っている建物、持ち主に代わって解体したということがニュースになりました。ということは、仙

台もまだ始まっていないんだなと思います。町としてもこれから、これまでもそうですけれども、これからもそういう人のいない荒れ放題の家とか草が伸び放題の土地とかですね、それはやっぱり何とか対応しなくちゃならないと思うので、そういう点で何かぜひ考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（菅原清志君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど仙台市の話出ましたけれども、例えば仙台市でやりました略式代執行、これ仙台市自体も実質2年以上かかっております。やっぱり町でそういうこともやるとなりますと、当然、略式代執行は町が費用出して、所有者が確定した場合にはその方から頂くという手続になりますので、なかなかそういうことをすぐにやれるかというと、その辺はちょっと難しいのかなと考えております。

あと、そうですね、例えば土地、家屋、危険家屋などあった場合は、例えば使えるような家屋であれば空き家バンク等の紹介もできるのかな。ただ、それにはやっぱり所有者が分からないとちょっと何ともできませんので、その辺は、所有者分からぬ場合、先ほど言ったように税務課のほうなんかでも調べたりするので、その辺の情報いただいて、できるだけ所有者を確認して、その方といろいろお話を聞いて対応していただくというのがスタートになるのかなと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 今、所有者の所在ということで、所有者というのは税務課で分かるみたいですね、皆登録されているので。実際にそれがいるのかという、実際あるのか、そういう人がいるのかということは、別の手続で確認しなくちゃならないようですけれども、その点やろうとして、やらなくちゃならないなと思っておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（菅原清志君） ただいまの質問にお答えいたします。

当然、総務課としては、ちょっと調べることは、いろいろなところに照会して調べるということは困難ですので、当然、税務課のほうで賦課する場合、その納税通知書をどこに送ったらいいかということは当然調べますので、そちらのほうから分かる範囲で情報を得て、所有者のほうは特定するという形になるかと思います。

○議長（眞壁範幸君） 税務課長。

○税務課長兼国土調査室長（佐藤文典君） 7番佐藤昭光議員のご質問にお答えいたします。

所有者が分かりますけれども所在が分からない、そういういった場合どういった調査していくのかというところでございます。先ほど町長も答弁したとおり、納税通知書、毎年5月に発送しております。そのときに、所在が分からない方につきましては戻ってくるんですけれども、そういうところで、先ほど町長答弁したとおり、町民課のほうにお願いをして調査をして、所在を確認すると。それでも分からない場合につきましては、公示送達をしていくことになりますが、町民課のほうにお願いをして調査をすることで、ある程度の方の所在関係、異動している部分につきましては把握できるものと認識しております。

そういう情報も、改めて取壊し等々、略式代執行等やる場合とか、そういうものは、共有できれば、その範囲でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、特定健診、働き盛りの実情について、質問願います。

○7番（佐藤昭光君） 第2点として、特定健診、この前、課のほうからの報告で、国民健康保険加入者のうち40歳以上70歳までの特定健診受診率が、令和6年度で56.5%と伸び悩みが続いていますという報告がありましたので、何か大変だなと思った次第で、一般質問させてもらいました。

糖尿病のような生活習慣病を早期に発見して、重症化を未然に防ぎ、健康寿命を延ばし、ひいては医療費の増大に歯止めをかける狙いがあるということでございます。

そこで質問させていただきます。

1点、令和3年度から4年連続で受診率が減り続けている一覧表が示されました。その内容、何でなのかという理由ですね。

第2点、町を支える働き盛りが受診率が低いという、大変ショックであります。その年代に当たるだけに、社会的な損失というのが大きくなりかねないということでございます。具体的にどんなことが心配されているのかとお伺いします。

第3点、改善のために、どのような働きかけをしていますかということでございます。

第4点、特定健診について、これまでこういう実効性、こういうことが実効ありましたというような数字を把握しているのかということお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 特定健診、働き盛りの実情について、7番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目、令和3年度から4年連続で受診率が減り続けている一覧表が示されたが、その内容と理由はとの質問ですが、川崎町の特定健診受診率は、令和3年度が59.9%、令和4年度が57.8%、令和5年度が57.5%、令和6年度は暫定値で56.5%という状況です。

参考までに、令和4年度の宮城県全体の受診率平均は46.8%で、川崎町は平均より11%高く、県内35市町村の中で5番目という結果となっています。

そして、受診率が減少した理由については、明確には分かっておりませんが、コロナ禍による受診控えの影響も少なからずあったものと推察されます。

2点目、町を支える働き盛りの年代に当たるだけに、社会的な損失にもなりかねない。具体的に心配されることはとの質問ですが、働き盛りと言われる30代から50代の方は、一般的に仕事や家庭などの社会生活全般において盛んに活動する年代であり、地域社会など様々な場面で重要な役割を担っている方も少なくありません。

また、この年代は多忙な方が多く、自分のこと、とりわけ健康面が二の次になります。健診をきちんと受けていなかったため、生活習慣病などを患い働けなくなってしまうなど、日常生活に支障を来すような健康状態の方が増えることは、家族や地域だけではなく、ひいては町にとっての損失につながるものと認識しております。

3点目、改善のために、どのような働きかけを行っているのかとの質問ですが、これまで健診受診率の向上対策として、まず1つ、健診意向調査において未回答であった方や3年間受診していない方に対して、通知や訪問、電話などによる受診の勧奨、どうぞ受診してくださいと勧めているわけです。

それから2番目、特定健診の対象となる40歳を迎える方に対し、健診を受けることの重要性や受け方についての個別通知を発送しています。

3つ目、国保川崎病院と連携し、特定健診未受診者の受診機会を確保するとともに、受けていない人たちに受診機会を確保するとともに、健診の結果、受診が必要な方を医療機関へつなぐなど、あらゆる機会を最大限に活用し、また、町の広報紙やホームページ、SNSなどの情報発信ツールを用いて、健診を受けてもらえるよう周知・PRを計画的に続けているところです。

4点目、特定健診について、実効性を示す数字は把握しているのかとの質問ですが、特定健診とは、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防と早期発見のための健康診断で、健診の結果、発症リスクが発見された場合には、保健師や管理栄養士などによる特定保健指導、すなわち生活習慣見直しのサポートにつなげることが目的とされています。この特定保健指導実施率が実効性を示す一つの数字になるものと考えております。川崎町の特定保健指導実施率は、

令和3年度が39.2%、令和4年度が50%、令和5年度が67.4%という状況で、年々増加しています。

参考までに、令和4年度の宮城県全体の保健指導実施率の平均は22.6%で、川崎町は平均より27%ほど高く、県内35市町村の中で10番目となっております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 関係者が一生懸命頑張っているなという印象受けました。

それで、町独自のことで、こういうことが特に改善されていますという報告がちょっと欲しかったんですが、その点何か報告することありましたらちょっとお願ひしたいけれども、課長、どうですか。なかつたら別の質問します。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 7番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

ただいまの保健指導実施率、それも改善されてきているというふうに説明させていただいたんですが、それ以外の何か項目でということでおろしいでしょうか。改善されていると、その内容は今1つ説明させていただいたんですが。（「それ以外で」の声あり）

では、それ以外で申し上げさせていただきます。

実効性という数値になると、特定保健指導率のほかにも、例えば1人当たりの医療費ですか、それから透析患者の減少とか、そういういろいろな指標、数値がございます。そういう医療費、1人当たりの医療費の話でさせていただきますが、これもやっぱりその年度によって増減どうしてあるんですけれども、令和5年度の、すみません、お待ちください、医療費に関してですが、令和3年度と4年度の比較になりますが、1人当たり医療費ですと、令和3年度が47万2,300円で、令和4年度、49万4,154円ということで、この年度の比較で見ますと、1人当たりの医療費は上がっているということになります。

ですので、健診の受診率の数値が、すぐにそのまま、そういう今言った医療費とかの数値に反映されるものではなく、やはり短期的な目標ですか、あと中長期的な目標、そういうものもありますので、すぐに健診結果が改善、健診受診率の数値がそういうものに改善されるというふうには限らないという状況もあるのかなというふうに捉えております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） この特定健診、働いている人たちは、会社とか勤め先でもう健診しているわけですよね。それを報告すれば代用できるということで、私も何かやったのを届けた記憶がありますけれども、現状そういう方たちがおられるのか。そして、その職場などへ、代用できま

すよという働きかけなどしていますかということお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） ただいまのご質問にお答えします。

職場健診について、結果の提供状況と、それから職場への働きかけという質問がありますが、まず1点目、職場健診についてですが、町の国保に加入している方で、職場健診や人間ドックを受診した、それから、かかりつけなどの医療機関を受診しているなどの理由で町の健診を受けられなかつた方につきましては、その受診時の結果表などを保健福祉課のほうに提出いただき、その内容が特定健診の検査項目を満たしている場合に、代用ですね、健診の受診者数にカウントできるというふうになっております。これは、特定健診受診率の向上だけではなく、被保険者の健康の保持、増進に生かすために提供を求めているものです。

提供状況についてですが、年間で約40名の方から提出をいただいている状況です。

それから、職場への働きかけについての質問ですが、一例としましてですが、現在、JAみやぎ仙南農協さんで実施しております人間ドックの結果を町に提出していただけないか協議をし、受診者本人、ご本人の承諾書をちゃんと提出していただいた上で、結果表を町のほうで受領するというような取組をしてございます。過去にほかの事業所などへも協力依頼したことがあったんですが、平成28年頃から被用者保険の適用拡大が進んでおりまして、その事業主のほうからは、もう国保の加入者が少なくなってきたですか、あとは検討しますというお話があったまま、そのまま具体的な動きがないというようなケースもありました。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） これ課の範囲なのかどうか分かりませんけれども、答えられれば答えていただきたいんですが、私、後期高齢者の担当で今行っていますけれども、後期高齢者の受診、その辺のどの程度なのか、把握していればいいんですが、教えていただきたいと思います。

そして、後期高齢者から、そういう提供して、資料提供してもらえばいいのかどうか、それは要りませんということなら、それ教えていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） ただいまの佐藤議員の質問にお答えします。

後期高齢者健診の受診率と職場健診結果の提供必要かという質問がありますが、1点目の後期高齢者健診の受診率についてですが、先ほど国保の特定健診の受診率について説明させていただきましたが、同様に過去4年分について参考までに申し上げます。

令和3年度が36.15%、ちなみにこの年、県の平均が26.74%、令和4年度が38.24%、県の平均が28.85%、令和5年度が41.24%、県の平均は30.24%、令和6年度が43.75%、県の平均が31.87%という状況です。少しずつではありますが、受診率につきましては年々増えている状況です。また、いずれの年度も、県の平均よりも10%ほど高いというような結果になってございます。

2点目の職場健診結果の提供についてですが、先ほど説明させていただきました国保加入者の特定健診とこの後期高齢者健診というものは異なっておりまして、健診結果に基づく特定保健指導というものも特にございません。ですので、基本的にその結果というものは提供していただく必要というものはないんですが、やはり健診結果が気になるところがあるですかとか、それから健診結果表の見方が分からぬ、そういう理由で、保健福祉課のほうにその結果表をお持ちいただく方もいらっしゃいます。その際には、保健師や管理栄養士が対応させていただいておりまして、参考までにですが、この後期高齢者健診、職場健診の提供状況につきましては、年間で約15名ぐらいいるという状況です。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、5番佐藤清隆君。

【5番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） これから鳥獣被害対策と注意喚起について質問願います。

○5番（佐藤清隆君） 5番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

これからの鳥獣被害対策と注意喚起について質問いたします。

増え続ける有害鳥獣に対して、当町では様々な施策を行い駆除と防除の両面で取り組んできています。昨日の行政報告にもありました、猿の被害については、町民から相談を寄せられ、囲いわなを設置し捕獲するなど対策を行いながら成果を上げているものもございます。

全国的に、今年は例年に増して市街地での熊やイノシシなどの目撃されるニュースが毎日のように流れ、人的な被害も出ていることからも、当町においても、いつ同様の事案が発生しても不思議ではありません。北海道ではヒグマに登山者や新聞配達員が襲われたり、隣の岩手県では熊が民家に入り込み高齢者が襲われたり、秋田県では障害者施設の利用者がごみ捨てに出た際に襲われるなど、痛ましい事故が続きました。県内の自治体においても、玄関の窓ガラスが割られ、

熊に入られ自宅が荒らされる被害なんかも出ているようです。

以前ですと、熊を含めた野生鳥獣の生息域での被害が多くありました、このような人の生活圏で発生していることからも、当町のこの自然環境の中での暮らしについては、今までの認識を改めないといけないのではないかと危機感を持っているところでございます。

このような多発する人的被害からも鳥獣保護管理法が改正され、この9月1日からは、自治体首長の判断で、市街地でも猟銃の使用が認められる緊急銃猟が可能となりました。これは今まで以上に地域ごとの対応が求められており、日々安心・安全な生活を守る観点からも、様々な対策を講じていかなくては、増え続ける有害鳥獣に対して被害が増える一方です。

そこで、次の点について町長にお伺いします。

まず1点目、現状の対策対応で被害は軽減されていくものなのか。

2点目、市街地で猟銃の使用に当たり、町独自のマニュアルの整備は行ってきているもののか。

3点目、野生鳥獣を介したマダニが媒介の感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）への注意喚起は。

4点目、生活圏へ出没させない対策としての防除の指導強化は。

この4点について質問いたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） これから鳥獣被害対策と注意喚起について、5番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

初めに、鳥獣保護管理法の改正については、議員ご指摘のとおり、近年、熊やイノシシの市街地への出没が増加し、人身被害も多く発生していることから、一定の条件を満たせば市町村長の判断で市街地でも銃を使った猟を可能とする制度が9月1日より施行されました。これまで、住宅地での猟銃の使用は禁止されており、人に危険が迫ってから、警察官職務執行法により、警察官からハンターに発砲を命ずる場合などに限られていたため、対応に時間がかかっていたものです。

1点目の現状の対策対応で被害は軽減されていくのかとの質問ですが、町が把握している農作物の被害面積、被害金額は、令和6年度で約2万7,000平方メートル、320万円でしたが、その年の木の実の状況や気候などにより、被害状況は変動しているところです。町はこれまで、農作物

の被害軽減のため、防除と捕獲の両面で様々な対策を講じており、昨年度も増加する猿被害対策として大型の囲いわなを4基導入するなど、対策を進めております。

これからも被害の軽減に向け、鳥獣被害対策実施隊の協力をいただき、連携を図りながら被害対策に努めますので、ご理解願います。

2点目の猟銃の使用に当たり、町独自のマニュアルの整備はとの質問ですが、今回の法改正により、環境省から発砲の判断や捕獲方法、安全対策に関するガイドラインが公表され、地域に適した対応マニュアルの作成が推奨されました。指揮命令系統や緊急時の判断権限、住民への情報提供など検討すべき点が多いため、大河原警察署や実施隊、仙南2市7町で協議し、早急に対応マニュアルを作成したいと考えております。

3点目の野生鳥獣を介したマダニ媒介の感染症への注意喚起はとの質問ですが、国立健康危機管理研究機構は、8月19日にマダニが媒介するウイルス感染症の感染者が135人と過去最多ペースで増加しており、死亡者は10人以上と発表しました。マダニは野生動物が出没する場所に多く、田畠やあぜ道にも生息するので、農作業中や山に入るときは肌を露出させないことが主な対策となります。早速、注意喚起のチラシを配布したほか、10月の行政区長会を通じて全戸配布する予定です。

4点目の出没させない対策として防除の指導強化はとの質問ですが、鳥獣被害対策の防除については、行政区長を通じて追い払い用の花火を配布するとともに、電気柵などの購入助成を行っており、昨年は設置後5年以上経過した場合、再申請を可能と見直したところです。防除の指導強化については、電気柵の設置が防除対策に有効なので、専門家による電気柵の設置講習会や有害鳥獣に関する勉強会などの開催を検討したいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 答弁いただきありがとうございました。

今回この一般質問をするに当たり、私、大きく分けて2点ございました。

まず1点は、先ほどから申し上げているとおり、9月1日から業法改正に当たり、首長の判断で発砲するということで、これはもう本当に安全に最善に取り組んでいただきながら、早急にマニュアルを整備していかなければならないという点が1点ございました。

それともう1点は、私が住んでいる支倉地区において、川崎の町の中でもイノシシが大変多いという地区と言われております。私自身も、これは目撲している限りでは大変多いなというふうな印象も持っております。

その中で、ここ去年、今年に至って、今まで積極的に駆除していただいた猟友会の方々が高齢

になってできなくなったりとか、あるいは亡くなってしまってという方がいらっしゃって、後継者が結構いないというところですね。今後これ増え続ける一方なんじやないかなというところで危惧したところが正直ございました。

もちろん、今、実施隊の方々、熊やイノシシが出没したというところであれば、区長さんに連絡をし、農林課のほうにも報告があつて、実施隊のほうに連絡がいくという流れになっているのは十分承知はしているんですが、そういったところを考えると、引き続きこの防除と駆除というところを両面で行つていかなければならぬのかなというふうな思いがあつたものですから、この質問を取り上げさせていただきました。

また、この9月1日から業法改正に当たつて、新聞報道等では大きく報道されておりました。新聞の切り抜きちょっと私手元に持つてあるんですが、いろいろな形で新聞各社取り上げておりました。ちょっと紹介させていただきますと、ある新聞では、ハンター、警官の命令なしで、緊急銃猟扱い手の確保が課題とか、緊急銃猟、リスクの声、万一の責任重く、安全な発砲ができるのか、狩猟者の確保も苦慮、熟知の職員限られる等々、こういった見出しがついて取り上げられておりました。

先ほど、これからマニュアルを整備していくというお話をありました。ある猟友会では、その猟友会のこういった、今お話をさせていただいた、万一の責任が重いという背景から、なかなかその協力が得られないというところもあるような報道も見ております。

この9月から、緊急銃猟、町長が許可するわけですが、今までと対応が違つてくるのはもう明確です。現在のところ、この関係各所との協議、連絡、協力体制などはまず十分にできているものなのか、農林課長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 5番佐藤清隆議員のご質問にお答えいたします。

今回の法改正に伴い、緊急銃猟制度について、関係各所と協議を十分行われているかという質問でございました。

ただいま現在のところ、具体的な協議までは行つていないところでございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、緊急銃猟のガイドライン、国から示されておりまして、その中で地域に適した対応マニュアルの作成が推奨されております。それに伴いまして、県のほうでも、市町村の対応マニュアルのひな形を今後作成したいということで情報があるところでございます。そちらも今後参考といたしまして、議員おっしゃるとおり、安全性を確保しながら、的確に緊急銃猟実施するためにも、関係機関であります県、大河原警察署、実施隊の皆様、仙南2市7町とも協

議を重ねまして、連絡、協力体制でも協議を重ねまして、今後やっていきたいと思います。それに伴い、川崎町用の対応マニュアルも早速作成をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 答弁ありがとうございます。これからしっかりとマニュアル整備していただきたいなというふうに思っております。

これ昨年だったと思うんですが、秋田県で市街地で熊を発砲し駆除したというニュースが出ておりました。その際、自治体のほうに全国いろいろ様々なところから意見が寄せられて自治体業務ができなくなつたという話なんかもニュースで取り上げておりました。そういったことも、当町におかれた場合に、駆除した場合等ですね、発生する可能性も今後出てくるんだろうなというふうなところも危惧しておりますので、ぜひマニュアル作成の際はそういったところも念頭に置きながら、しっかりと整備していただきたいなというふうに思っております。

駆除と防除というお話をさせていただきました。

先日、大学の先生、駆除と防除というか、鳥獣害対策を専門にやられている大学の先生のお話を聞く機会がありました。この先生、やはり先ほどから申し上げているとおり、駆除と防除、両方しっかりとやっていかなきやいけないというお話をしていました。

その中で、私も全然気づかなかつたんですが、当町のこの防除というところについては、先ほど来お話があつたとおり、電気柵を設置し農作物を守るという点では防除をされていると思うんですが、熊やイノシシが好きなものをできるだけ人的被害を避けるために民家から離していくんだというお話をされているのが印象的でした。どういうことかといいますと、例えば柿の木を切るとか栗の木を伐採するとか、あと、よく葛というツタをはわせる植物があるんですけども、この根っこってイノシシの大好物なんだそうです。こういったものをできるだけ自分が生活するところからは排除していく。このことによって人的被害を軽減できるんだというお話がすごく印象的でした。

こういった、当町においてはまだ人的被害は出でおりませんが、こういったところをきちんと正しい情報として町民に伝えていくことによって、少なからず人的被害を抑えることも可能だと思いますが、こういった情報発信、農林課としてどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 5番佐藤清隆議員の質問にお答えいたします。

防除の一つとして、鳥獣の寄せつけないための柿とか栗の伐採も防除の一つだということで、

そちらも住民の方に知らしめる方法ということでお伺いいたしました。

議員おっしゃるとおり、電気柵の効果につきましては、やはり一番効果があるものだと町としても思っているところでございます。それにつきましても、設置の指導や研修会の開催、あとは鳥獣の寄せつけないための栗とか柿伐採も防除の対策には有効であると考えておりますので、専門家によります電気柵の設置講習会や有害鳥獣に対する勉強会などの開催も検討してまいりたいと考えてございます。

また、野生動物の農作物を守るためと題しまして、昨年10月の広報にも周知を図っておりますので、今後も同様に、住民の方々にも広報紙を通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 答弁ありがとうございます。しっかりとこの防除というところについては、我々もそうなんですけれども、認識をちょっと改めさせていただいて、ぜひ人的被害が出る前にしっかりと対策できることをやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

先ほど、支倉地区において今まで積極的に駆除に当たっていた方々がいなくなってしまったというところで、ちょっと再度ご質問させていただきたいんですが、駆除については、もう、これはもう皆さんご存じのとおり、獣友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊の方々の協力が不可欠でございます。しかし、聞こえてくるお話ですと、高齢化によって、年々、最前線で活躍される方が少なくなっているというお話も聞いております。私の身内なんかでも、これ他町のお話ですが、この夏、毎日のように呼ばれて出動するんだ、本当大変なんだというお話を聞いております。

こういったことからも、この担い手の確保というのをもう町としても積極的にやっぱり行つていかないと、今後増え続ける鳥獣害対策できなくなってしまうのではないかという危惧しておりますが、その辺、農林課長、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 5番佐藤清隆議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣実施隊の高齢化に伴い、新たな担い手の確保、積極的に考えなくてはいけないんじやないかというご質問でございました。

鳥獣被害対策につきましては、農家の皆さんのがんの営農の意欲の向上図る上でも、鳥獣被害対策実施隊のご協力は必要不可欠だと考えております。現在、実施隊の定員でございますが、50名を今維持しているところでございます。昨年度から見ますと3名ほどちょっと減っているところでござ

ざいますが、年々増え続けていたところですが、昨年ちょっと減ったところでございます。

担い手の確保につきましては、町では狩猟免許及びわなの狩猟免許の取得に係る費用につきまして、全額補助しているところでございます。また、実施隊の皆様が勧誘活動行っており、実施隊の新規の実施隊を勧誘していただいているところでございます。

今後も、実施隊の皆様と意見交換を交えながら、担い手の確保につきまして様々な手法検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） ありがとうございます。

最後に町長に再質問し、終わりにしたいと思っております。

緊急猟銃を使用するに当たりは、安全を第一に、現場の適切な状況判断の下、的確な対応が求められるわけです。鳥獣被害を未然に防ぐためには、継続的な防除も行っていかなければなりません。

駆除や捕獲については、先ほど来申し上げているとおり、鳥獣被害対策実施隊の協力が不可欠です。新たな担い手も継続して育成していかなければなりません。

また、西日本では死者も出ているマダニによる感染の被害、致死率27%と言われております。東北地方にも飛び火して発生しているような状況でございます。こういった注意喚起も行っていかなければなりません。

町内にある観光施設では、熊が出たことによって休園を余儀なくされ、観光の面でも影響が出ております。

このような状況の当町において、人的な被害が出る前に対策対応をこれまで以上考えていかなければならぬと思っております。

今回は、熊やイノシシといった人的な被害を及ぼす獣害を中心とした対策の強化について質問させていただきましたが、当町においては、猿や鹿、カラスやカワウなど、個別に対応対策も今後必要になってきております。

また、所管する環境省では、来年度の概算要求では、熊の対策として自治体が専門職員を雇用する費用を補助するなどが盛り込まれておりました。こういった制度も活用しながら、これからも継続的に対応していくには、鳥獣被害対策の専門知識を有する職員の育成または配置を行って、対応に行っていかなければならぬと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

本当これまで、鳥獣対策といいますと、農家の耕作意欲を失わないためにということが一番の前提でしたが、この頃はやはり本当に皆さんの命を守るというところになってきました。改めて熊やそういったものの怖さというのをみんなで認識しているところです。ましてこの制度、今度の制度、安全に機能させるためには、実施隊と町がしっかりと連携していかなければなりませんし、そういった助言をしてくださるスペシャリストがいないと、町長は何も分からぬわけですから正直、専門知識のある方の助言が必要になってきます。

川崎町でイノシシの解体をする場所をつくったときに、その対応をしてもらうために専門の職員を採用しました。実施隊と担当職員、そして町民をつなぐ役割を担っていただいております。そういった専門の職員を増やすべきなのか、また、もちろん実施隊の確保も含め、やはり実施隊の方々としっかりと意見交換して、今対応できるものをどこまで拡充していくべきなのか、検討していかなければならぬと思っております。

議会の皆様には、マニュアルはまだできていないのかと、何で遅いんだと言われるかもしませんが、当然だと思っております。これだけ多くの皆さんのが心配して、多くの皆さんのが犠牲になって、毎日報道されているわけですから、しっかりと拍車をかけてこの課題に取り組んでいきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（眞壁範幸君） 通告第3号、3番下斗米麻子さん。

【3番 下斗米麻子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、小中学校の読書環境整備について質問願います。

○3番（下斗米麻子君） 3番下斗米麻子でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

最近、文科省で力を入れているICT教育、コンピューターやタブレット、インターネットな

どの情報通信技術を活用して行う教育ですが、これは現代社会に不可欠なものとなりました。

2024年度の全国学力・学習状況の調査で、小学校6年生、中学校3年生の平均正答率が複数教科で大きく下落したとの報道がありました。日本だけでなく、世界の15歳を対象とするPISA、国際的な学力調査2022でも学力の落ち込みが確認されたとのことで、デジタル機器による授業中の気が散りとも結びついているとの分析が出たそうです。

過度の依存は読書量減少と学力低下を加速させる危険をはらむ可能性もあると思います。これを防ぐには、学校図書室を中心とした読書教育の再活性化と、学びの場としての読書環境整備が不可欠であると感じます、考えます。そして、図書室の機能を最大限に発揮するためには、単なる蔵書管理だけでなく、利用環境、活動設計、人材配置の総合的整備を積極的、計画的に推進することが重要だと考えます。

そこで、次の点について伺います。

1つ、各小中学校図書室の蔵書数・購入冊数・廃棄冊数・図書の購入費などについて。

2つ目、図書室担当の教職員の配置や研修状況について。

3番、図書室の利用者数・貸出数・学習での活用について。

4番、図書室への冷房・暖房施設の設置状況について。

5番、本に触れることによって得た読解力と、ICTを用いた情報活用力の双方を備えた子どもたちを育てることが今後の当町における学校教育の使命であると思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 小中学校の読書環境整備について、3番下斗米麻子議員の質問にお答えします。

1点目、各小中学校図書室の蔵書数・購入冊数・廃棄冊数・図書購入費などについてとの質問ですが、令和6年度末における蔵書数は、小学校3校で2万6,554冊、児童1人当たり97冊であり、中学校2校で1万6,314冊、生徒1人当たり98冊となっています。

年間に購入させる新規図書については、年度により異なりますが、令和6年度は小学校3校で240冊、購入額が55万3,000円で、中学校2校で239冊、購入額が33万6,000円となっています。

なお、廃棄冊数については、図書の損耗度合いにより年度で大きく変動しますが、令和6年度で小学校が95冊、中学校が302冊となっています。

2点目の図書室担当教職員の配置や研修状況についてとの質問ですが、小中学校では最低でも1人、多いところで三、四名の担当教員で対応しています。

また、研修については、なかなか受講する機会を得られませんが、宮城県総合教育センターが主催する研修会に可能な範囲で参加している状況です。

3点目の図書室の利用者数・貸出数・学習での活用についてとの質問ですが、令和6年度における図書の貸出数は、小学校で5,893冊、児童1人当たり22冊で、中学校では407冊、生徒1人当たり3冊を借りている計算となります。

また、いずれの学校の授業においても、調べ学習に図書の活用を図っております。

4点目の図書室の冷房・暖房設備等の状況についてとの質問ですが、富岡小学校、富岡中学校、川崎中学校には冷房設備を設置しておりません。特に富岡小・中学校は多目的ホールを図書コーナーとしており、暖房については冬季間にブルーヒーター等を利活用しています。

5点目の紙の本に触れることによって得た読解力と、ＩＣＴを用いた情報活用力の双方を備えた学習者を育てることが、今後の当町における学校教育の使命であると思うが見解を伺うとの質問ですが、読書は豊かな人間性や創造性を育み、物事を深く考える素地を養う大切な時間であると捉えています。

また、様々な情報を入手する手段として活用し、学びや生活に生かしていく情報活用能力の育成も不可欠なものとなっています。

しかし、中高生を含めた若年層は、スマートフォンなどの情報機器活用に多くの時間を割いているといった調査結果もあり、小中学校の時期において読書に親しむ経験をさせることは、学校教育に課せられた役割の一つであると認識しています。

特に、朝の読書活動を継続している中学校では、学級文庫を設けたり図書委員による新刊案内を行うなど、短い時間でも興味を持って書物に触れてもらう取組を行っています。

今後も各校と連携しながら読書活動が充実するように下支えしてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 再質問させていただきます。

夏休み中に、町内の小中学校の図書室を見学させていただくと同時に、先生方に多忙な中お願いをしてアンケートを取らせていただきました。

その中で、図書購入費が平均より川崎町かなり低いと思うのですが、ちなみに、図書購入費、小学校であれば45.4万円、中学校であれば65.3万円となっていますが、学校の規模によっても違うのであろうと思うのですが、ちょっとどのように図書の購入を行われているか、どうして川崎

町は平均を大きく下回っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 図書購入費、5校合わせて90万円ぐらいの予算を毎年計上しているわけです。学校によって10万円から20万円と、学校規模によって多少幅もありますけれども、ここ数年、大体同規模の予算額を計上しているという状況にあります。

1つに、学校のほうから図書購入費についてさらに増額をしてほしい、あるいは、現状子供たちの学びにおいてぜひともこういう図書が必要だという声がありましたならば、それを踏まえて予算を増額することは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

今までそういった視点で学校と話合いを重ねたという経緯がございませんでしたので、改めて課題の一つとして捉えさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 夏休みに回らせていただいて、実際各学校の図書室を見させていただいて感じたことなのですが、川崎町の子供たちは本を読むのが大好きなんだということが分かりました。貸出数とかいろいろなことを教えていただいて、すごく希望だし、うれしくなりました。図書室担当の先生をはじめ、校長先生、教頭先生であったり、先生方、様々な工夫をして、子供たちに本に親しんでもらおうと努力されていることが分かりました。

学校図書の全国平均蔵書数ですが、小学校で9,898冊、中学校で1万3,264冊だそうです。当町、例えば川崎小学校の場合でありますと蔵書数が1,361冊ということでお答えをいただいたのですが、これは平均を大きく上回っています。数字だけ見ますと、あ、充実しているなと思われがちなのですが、実際、図書室に行って思ったのですが、近年の統合によって持ち寄られた本のダブりであったり、また、先生方が主に作業されているので、廃棄作業が追いつかない、古過ぎる、10年以上たった百科事典であったり、ちょっともう古過ぎるなという本が廃棄されていない状態も見られました。子供たちが実際に読んでみたいなという本、また、大人から見てぜひ読んでほしいなという本が十分あるわけではないなということが分かりました。

ＩＣＴ教育の普及により知識そのものは得やすくなったと思いますが、人が生きていくために必要な深い知恵を育むことや、ＡＩが及ばないような想像力を育むためには、やはり読書は不可欠なものではないかと思います。

図書室担当の先生は、学年、学級を掛け持ちしながら、図書室運営や整理、膨大な蔵書管理などされており、本当はできればもっと工夫をして、学年、年齢に合わせて子供たちのために本を紹介したり、いろいろなことしてやりたいんだというジレンマを抱えておられる方が多かったの

が印象に残っております。

以前にも要望しておりますが、町に1人でも専従の学校司書が欲しいとの現場の切実な希望があること、この場をお借りして再度訴えたいと思います。

ちなみに、全国の学校司書の配置状況ですが、令和2年の文科省、学校図書館の現状に関する調査によりますと、小学校で79.8%、中学校で88%の実態の報告があります。ただし、非常勤、短時間勤務の方も含まれますということです。

学校司書の配置について、見解を伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 学校司書の配置ということでお話頂戴いたしました。

県立の高校、1,000人規模の高校ですと、宮城県でも学校司書を置いておる高校なんかが見当たるようです。学校司書、事務職扱い、いわゆる行政職の扱いになっておりますので、どういう形で人の配置がなされているのか。県立ですと、恐らく事務職も兼ねながら学校司書も行っているという職員もいるであろうと。ところが、市町村立学校ですと、恐らく市町村が学校司書、単独の予算で配置しているというのがほとんどではないかなというふうに思います。

私も、いろいろな名簿、職員名簿なんかを見たときに、仙南2市7町では、学校司書は、ちょっと配置している学校はあまりないんではないのかな、仙台圏域に行くと幾らか配置している学校もあるようだなというふうには見ておりました。やはりそれなりの予算がかかることでもありますので、学校司書を配置することによって何ができるのか、子供たちにどういう効果をもたらすのか、いわゆる費用対効果などもしっかりとと考えなければ、簡単にはちょっと配置できないものかなというふうに思っております。

それに、これ、先ほど学校の図書担当から様々な意見を伺ったということでしたので、私ども図書担当から生の意見を聞く機会というございませんでしたので、改めて短時間でもそういう機会を取って、図書館の運営、あるいは子供たちの読書活動、学校司書を配置する前に、何をしていけばまず子供たちに喜んで読書活動に親しんでもらえるか、そこから進めたいというふうに考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 川崎町の小学校に通っている子供たちは261名、中学校で163名、こども園に在園されている子供たちは137名。まず600人の子供たちが平等に、豊かなこの自然を背景に人生の根っこを張れる部分を読書で、時間はかかりますけれども、目にも見えませんし、司書を配置していただくことで、先ほども言いましたが、正規ではなく非常勤また短時間勤務という

考え方もございますので、その600人を超える子供たちに豊かな読書環境を整備してあげられた
らなと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 先ほども申し上げましたけれども、まず、図書担当あるいは管理職等々からも意見を聞きながら、読書活動を充実させるためにできることから、加えて、県内で図書司書などを置いている市町のほうからいろいろな情報もちょっと収集しながら、川崎町として何ができるのか、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですね。（「はい」の声あり） はい。

次に、R Sウイルス感染症に関する当町の実態と周知取組について質問願います。

○3番（下斗米麻子君） 2つ目の質問をさせていただきます。

R Sウイルス感染症に関する当町の実態と周知取組について。

乳幼児の代表的呼吸器疾患とされてきたR Sウイルス感染症ですが、2025年現在、過去最大規模の流行となっています。

R Sウイルスは2歳までにほぼ100%の人が感染し、その後も感染を繰り返すようです。多くの場合、発熱や鼻水、せきなどの症状で収まるとされていますが、生後6か月未満の乳幼児が感染した場合は、肺炎や細気管支炎といった重症化を招くようです。

また、高齢者や基礎疾患を抱える人が感染すると、肺炎を引き起こすだけでなく、心疾患・呼吸器疾患を悪化させてしまい、長期的な介護リスクが高まることが報告されています。

肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンが主流だった肺炎対策に加えて、R Sウイルスワクチンを中心とする予防対策や周知をすることが、新たな感染症対策として、また肺炎死減少の切り札となる可能性も指摘されています。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） R Sウイルス感染症に関する川崎町の実態と周知取組について、3番下斗米議員の質問にお答えします。

R Sウイルス感染症は、一般的に乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られています。その一方で、高齢者の方も重症化リスクが高いと言われています。

初めに、川崎町におけるR Sウイルス感染症の発生状況は、町内の医療機関に確認したところ、直近では小児1名が診断されています。

参考までに、宮城県が毎週公表している宮城県感染症発生動向調査情報によれば、県内31か所の定点医療機関（小児科）では、8月18日から24日までの1週間でRSウイルスに感染した小児は計52名で、そのうち仙南管内では4名との報告がありました。

現在は、宮城県のみならず、全国的にもRSウイルス感染症が流行している状況にはないと捉えています。

また、有効な感染予防対策としては、ほかの感染症と同様、手洗いや手指消毒、マスク着用など基本となります。近年、薬事承認されたワクチンの接種も有効とされており、町内の医療機関に確認したところ、RSウイルスのワクチン接種を実施しているのは国保川崎病院のみで、令和6年6月から開始し、これまで2名の方が接種されているとのことです。

次に、町民への感染予防対策などの周知については、健康福祉センター内にポスターを掲示しているほか、町のホームページに症状や感染経路、感染予防のポイント、ワクチン接種の紹介など関連記事を掲載しております。

引き続き、町の広報紙や子育て支援アプリを活用した情報発信、保健師による妊婦面談や新生児訪問、または高齢者が集まる機会におけるリーフレットの配布など、感染予防に必要な情報を広く周知してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 少子高齢化社会の急務である予防医療において、当町は他町よりも一步も二歩も先駆けていることに感謝しております。

今回のRSウイルスですが、妊婦の24週から36週の妊婦の方、また60歳以上の方、また基礎疾患などがあり重症化のおそれがある50歳以上の方へ、愛知県など、日本全国で見てみると、幾つかの自治体では予防接種の助成が始まっています。国ほうでも定期接種化に向けて意見交換が積極化しつつあること、お知らせしたいと思います。

今後とも、今まで同様、先駆けの対策また注意喚起等をさらに促していただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 下斗米議員の質問にお答えいたします。

今、議員のほうからお話をありましたとおり、国ほうでは定期接種化に向けた議論が始まっているというふうに聞いております。つい昨日なんですが、厚生労働省主催の説明会がありました、その中で、定期接種化を検討している新たな対象疾病としてRSウイルス感染症が加わったという情報がありました。

また、助成事業につきましては、私どものほうで確認したところで、今年の5月末現在、全国で23ぐらいの自治体で助成事業を導入しているようあります。妊婦のみを対象にした助成事業と、それから高齢者のみを対象にした助成事業、それから両方を対象にした助成事業あるようですが、今のところは妊婦のみを対象とした助成事業を実施している自治体が多いということでございます。

R S ウイルス感染症につきましては、先ほど町長の答弁にもありました、これまでどちらかといえばあまり積極的な情報提供発信ができていなかつたというふうに思っておりますので、今後、先ほど話ありましたように、広報紙への記事の掲載ですとか、それから保健師の場面、母子保健の活動においての情報提供、そういうものを続けていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 川崎町には産婦人科がございません。特に24週から36週の妊婦の方、回答の中にもありましたけれども、丁寧な周知をしていただきますようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 下斗米議員の質問にお答えいたします。

先ほどお話ししましたように、保健師のほうで、妊婦の際の面談の機会ですとか、それから出産後の新生児訪問でお宅に伺う際、それから公的な乳幼児健診といろいろ機会がございますので、そのようなあらゆる機会を活用して周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（眞壁範幸君） これで下斗米麻子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時45分 散会

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
